

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 …………… 福利・給与課 1頁

訓 令

教委訓第1号

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年2月27日

三重県教育委員会教育長 山口 千代己

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県立学校職員安全衛生管理規程（平成10年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第18条」に、「第23条～第30条」を「第19条～第26条」に、「第31条・第32条」を「第27条・第28条」に改める。

第1条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

第7条第3項中「法第17条」を「法第13条」に、「並びに第18条第1項」を「及び第3項」に改める。

第8条第1項中「衛生管理者」を「衛生管理員」に改める。

第10条中「中央安全衛生委員会」を「三重県立学校職員中央安全衛生委員会」に改める。

第12条第1項第2号及び第3号中「のうちから教育長が指名する者」を削り、同条同項第3号中「経験」を「経歴」に改め、同条第2項を削る。

第13条及び第14条を削る。

第15条第1項中「定期的」を「、定期的」に改め、「し、委員長が招集」を削り、同条第2項から第4項を削り、同条を第13条とする。

第16条を第14条とし、第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

第19条第1項第3号中「のうちから校長が指名する者」を削り、同条第2項を削り、同条を第17条とする。

第20条及び第21条を削る。

第22条第1項中「委員長が招集」を「定期的に開催」に改め、同条第2項を削り、同条を第18条とする。

第23条第1項第1号中「職員」を「正規職員」に改め、同条を第19条とする。

第24条を第20条とし、第25条を第21条とする。

第26条中「第23条」を「第19条」に改め、同条を第22条とする。

第27条中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第13条」を「第16条」に改め、同条を第23条とする。

第28条を第24条とし、第29条から第32条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行
地番13町明広市津
会員委員会教育
三重県

印刷
刷川黒
印刷
会社資合